

新上五島町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成28年 1月

新上五島町通学路安全推進協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生しました。このことを受け、国土交通省、文部科学省、警察庁が連携し、緊急合同点検の実施など通学路における交通安全を早期に確保する取り組みを行うこととされました。

本町においても、平成24年7月より、教育委員会、各小学校、警察署、道路管理者等の関係機関と連携して通学路の緊急合同点検を実施し、必要な対策等を協議し、対策を講じているところであります。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「新上五島町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ってまいります。

2. 通学路安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「新上五島町通学路安全推進協議会」を設置しました。本協議会では、「各小学校が実施する通学路点検の結果」「道路管理者の対策実施状況」等について情報交換・協議し、また、必要に応じて合同点検を行うなど、構成機関で連携し本プログラムに基づいた通学路の安全確保に向けた対策を講じていきます。

(1) 構成機関

長崎県

- ・五島振興局上五島支所

警察

- ・新上五島警察署地域交通課

新上五島町

- ・建設課
- ・教育委員会 学校教育課

※各小学校、PTA、地元地区等の調整は新上五島町教育委員会学校教育課を窓口とする。

(2) 本推進協議会は、構成機関の各課長及び実務者担当で構成し、議長は新上五島町教育委員会学校教育課長が務める。

(3) 議長は必要に応じ、推進協議会を招集する。

(4) 本推進協議会事務局は、新上五島町教育委員会学校教育課に置く。

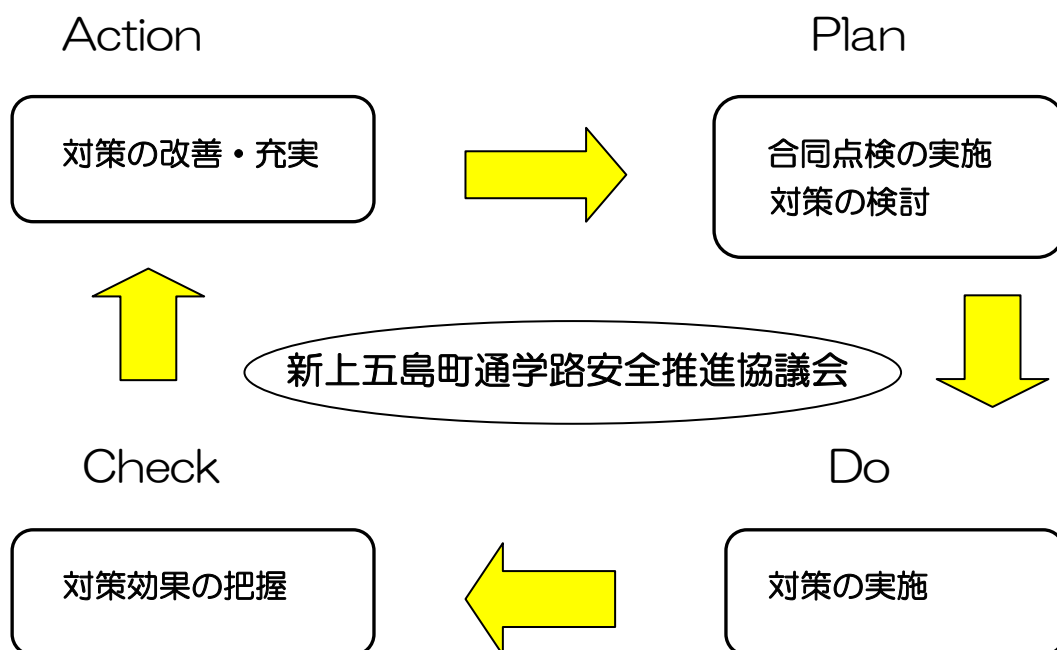
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を行い対策実施後の効果等を検証するとともに、地域の実態に即した必要な対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 合同点検 (Plan)

① 合同点検の実施時期等

- 合同点検については、基本的に毎年実施します。
- 実施時期については、年度当初に各学校単位で通学路点検を実施し、危険箇所の選定を行い、それを基に関係機関により合同点検を実施します。

② 合同点検の体制

- 合同点検は、推進協議会の構成機関（各学校、教育委員会、警察、道路管理者）と、その他必要と思われる者（PTA、地元住民等）が参加して点検を行います。

(3) 対策の検討 (Plan)

- 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所は、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置などのハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策等、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

- 対応必要箇所の対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、対策効果を学校関係者や自治会等への聴き取り調査等により把握します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

- 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善や充実を図ります。

4. 対象とする通学路について

本プログラムで対象とする通学路は、児童が登下校で使用する道路及び各小学校が指定する通学路を原則とします。

5. 対策箇所一覧表、対策箇所図の公表

点検結果や対策内容については、推進協議会で検討し、各小学校ごとに一覧表及び対策箇所図を作成する。準備が整い次第、町ホームページで公表します。

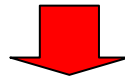
【別添資料】

別添① 対策箇所一覧表

別添② 対策箇所図

6. 通学路安全点検対策実施の年間予定

| | |
|--|---|
| <p>①各小学校における 通学路点検 (4月～5月)</p> | <p>○各小学校は、PTAや自治会等の地元住民と協力して通学路の点検を行う。 ○各小学校は、点検結果を教育委員会学校教育課(事務局)に報告する。 ○教育委員会学校教育課(事務局)は、報告結果を取りまとめる。</p> |
|--|---|



| | |
|-----------------------------|---|
| <p>②合同点検の実施 (6月～7月)</p> | <p>○教育委員会学校教育課(事務局)において、構成機関の日程調整を行い、各小学校から報告があった点検結果を基に、構成機関及び必要と思われる関係者により合同点検を実施する。 ○合同点検については、基本的に全体で実施するが、点検箇所が多い場合は新魚目、上五島、有川、若松、奈良尾の地区ごとに分けて、数回実施する。</p> |
|-----------------------------|---|



| | |
|--|--|
| <p>③通学路安全推進協議会の開催 [対策案検討] (8月)</p> | <p>○点検結果を基に、構成機関の三者(県、警察、町)で事業主体を確認するとともに、対策、実施時期及び優先順位について協議し、情報共有を図る。 ○各小学校以外からの要望等について確認する。 ○協議会において決定した内容を、点検結果とともに、各小学校へ説明を行い、町ホームページで公表する。</p> |
|--|--|



| | |
|------------------------------|---|
| <p>④各機関による対策実施 (9月～)</p> | <p>○当該年度の要望箇所は、対応可能な範囲で年度内に実施する。新たに予算が必要となる箇所等については、次年度以降に実施する。</p> |
|------------------------------|---|



| | |
|-----------------------------|--|
| <p>⑤対策効果の確認 (1月～2月)</p> | <p>○当該年度において実施した対策に効果について、学校関係者及び自治会等関係者に聴き取り調査等を行う。</p> <p>○効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善や充実を図る。</p> |
|-----------------------------|--|



| | |
|--------------------------|--|
| <p>⑥実施報告 (2月～3月)</p> | <p>○教育委員会学校教育課(事務局)は、各構成機関の実施状況を取りまとめ、報告書として各学校へ送付する。</p> <p>○各小学校は、PTAや地元住民に対し、状況を報告する。</p> |
|--------------------------|--|